

消費者委員会 地方消費者行政専門調査会の進め方について（案）

平成 22 年 4 月
消費者委員会1. 調査審議について

消費者委員会（以下、「委員会」という。）は、消費者庁関連三法の成立の際に定められた附則や国会の附帯決議において、向こう三年間の集中育成・強化期間の後の地方消費者行政の充実強化について検討するとされている。

そこで、第 10 回（2009 年 12 月 14 日）委員会において、「地方消費者行政の充実強化に向けて」を取りまとめ、論点整理を行った。

本専門調査会においては、そこに掲げられた論点その他の地方公共団体における消費者行政の推進に関する事項について調査審議する。

2. 今後のスケジュール

平成 24 年度以降の地方消費者行政の充実強化がどのようになされるべきかを、平成 24 年度の予算要求等のタイミングも鑑み、平成 22 年度末を目途に提言する必要がある。開催頻度はおよそ 1 ヶ月に 1 回程度。

（スケジュール案）

第 1 回（平成 22 年 4 月）

今後の運営について

地方消費者行政に関わる制度的枠組み（消費者基本法・消費者安全法、予算措置等）の説明

第 2 回（5 月）

地方の捉える地方消費者行政について

第 3 回以降（6 月～ 8 月）

論点ごと（「地方消費者行政の充実強化に向けて」）の検討（優先順位づけ、方向性の整理）。なお、必要に応じて、ヒアリングを実施することが考えられる。

実態調査の企画設計

9 月～ 来年 3 月末

実態調査の取りまとめ・報告

議論の継続・整理

提言の取りまとめ

以 上